

件名

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年^{金融庁}農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	附則 第十二条及び第十三条 削除
改正前	附則 （農林中央金庫におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置） 第十二条 農林中央金庫においては、T L A C規制対象会社（第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農中告示」という。）第一条第七十七号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新農中告示第一条第七十八号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農中告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額に算入しないことができる。 （農林中央金庫における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置） 第十三条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(農林中央金庫におけるリスクリテンションに関する経過措置) 第十四条 農林中央金庫が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該農林中央金庫がその保有を継続している場合に限り、<u>第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準</u><u>第二百二十五条第三項の規定は、適用しない。</u> 法を使用することについて第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条において「旧農中告示」という。）<u>第一百十七条の承認を受けた農林中央金庫が、同日の直前まで、旧農中告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新農中告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「農林中央金庫を標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「農林中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。</u> (農林中央金庫におけるリスクリテンションに関する経過措置) 第十四条 農林中央金庫が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該農林中央金庫がその保有を継続している場合に限り、<u>新農中告示第二百二十五条第三項の規定は、適用しない。</u>
---	---

附 則

（適用時期）

- 1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年^{金融}農林水産省^庁告示^{第 号}）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う農林中央金庫については、なお従前の例による。